

2024年

1月 第42号

協力

専門工事業者の安全衛生管理

目次

- 大成建設株式会社 社長メッセージ 01
- 安全衛生環境協力会連合会会長メッセージ 02
- 安全本部長メッセージ 03
- 安全目標と重点実施事項の解説 04~08
- 建築総本部長メッセージ・土木本部長メッセージ
 - 安全衛生責任者・作業責任者(職長)の重点管理事項(建築・土木) 09・10
- 重点危険作業・危険作業の特定(建築・土木) 11
- 作業変更時のルール(フロー) 12
- 「特定災害」による災害事例 13
- TAISEI SAFETY 保護具の装着は安全の基本・手持ち電動工具による災害に注意しましょう 14
- 立入禁止・関係者以外立入禁止・誘導者・監視人を必要とする作業 15・16
- 「労災かくし」の根絶について 17
- 「ワークサイト」利用のための専用ID発行手続きのお願い 18
- 「建設現場顔認証 for グリーンサイト」顔情報登録のお願い 巻末

大成建設株式会社安全衛生環境協力会連合会

二次元コードを読み取る

「協力」は、必ず安責者・作業責任者(職長)が
常に携帯(冊子やスマホにDL)するようにお願いします。



「一清掃 二作業」「日々改善 日々学習」 「3S(整理・整頓・清潔)現場にトラブルなし」

当社は、昨年も優秀な安全成績を取ることができました。皆さんの日々の努力に感謝します。

本年3月をもって、中期経営計画(2021-2023)が終了します。皆さんの安全管理への不断の取り組みにより、当社の安全管理水準は確実に向上し、重点課題に掲げた「死亡災害ゼロ・重大事故ゼロの達成」が現実のものとなり、安全に対する意識の高まりを実感しています。

今後、我々は高いレベルで安全管理を定着させ、当社の経営基盤となる「安全」への取り組みを更に盤石なものとし、安全安心かつ健全な作業所運営に繋げていくことが重要です。そのためにも、一つ間違えれば深刻な事態になりかねない事故・災害が発生している事実にも目を向け、現場における「安全管理に対する意識と行動」の重要性を再認識した上で、立案した計画の妥当性を確認し、その実施状況を現地で見て検証して、常に改善の余地を探求し、次の計画へ繋げる安全のプロセスを地道に繰り返してください。

万一事故・災害が発生した際には、必ず適切な報告を行い、本社・支店も一丸となり組織として本質的な原因を徹底的に究明し、正しい改善と再発防止を実施することが重要です。失敗原因と対策の共有が、次の成功への一歩となります。

今年も気を緩めることなく安全管理に向き合い、「死亡災害ゼロ・重大事故ゼロ」の継続に向けた取り組みを力強く推し進めてもらいたい。

近年の死亡災害、重篤な災害及び事故について、次の要因を強く感じている。

- 安全施工サイクル、安全管理のPDCAの実効性が低下している
- 安全衛生責任者・作業責任者(職長)を中心とした組織立った施工体制・指示ができていない
- 抽出した「特定災害」「第三者・火災等事故」の恐れのある作業に対し、具体的対策ができていない
- 現場従事者の危険感受性や力学的センスが不足している



2024年1月

大成建設株式会社
社長 相川善郎

については、今年は特に以下の項目を注力して必ず実施してください。

1 当社がすべきこと

- 作業所・専門工事業者に対する本社・支店の支援強化
- DXを踏まえた、安全管理の先端技術導入及び定着
- 社員及び出向・派遣社員に向けた新たな安全教育の実施、教育機会の見直し

2 安全衛生環境協力が すべきこと

- 一次事業主によるトップダウンの安全管理
- 安全衛生責任者・作業責任者(職長)適任者の配置、レベルアップ教育の推進
- 作業所で働く人のための、より主体性のある「職長会活動」の推進

巡視にあたり

今年も時間の許す限り作業所を巡視します。所長と職長会がリーダーシップを発揮し、チームとして、現場で発生する様々な課題解決に適切に取り組んでいるか、所員同士が何でも相談できる「心理的安全性」が確保されているか、大切なパートナーである専門工事業者とのコミュニケーションを図れているか、作業員が快適に働ける環境を整えているかを私自身の目で確認していきます。

安全衛生環境協力会連合会会長メッセージ

安衛協会員 各位

トップダウンによる安全意識の向上

- 「特定災害」の重点管理
- 職長会と連携した「不安全行動撲滅運動」の推進
- 現場内私病発症防止との向き合い



安全衛生環境協力会連合会
会長 福田 英明

会員の皆様におかれましては、日頃より安全衛生環境協力会活動にご協力いただき誠にありがとうございます。

近年の安全成績からも我々の安全水準は着実に向上していると言えます。このことは大成建設の現場では、会員及び、協力会社の作業員の方々が災害に遭う機会が確実に減少していることを意味します。

しかしながら、昨年の事故・災害の一つひとつを振り返ると、最も注意すべき「特定災害」の防止が未だできていません。その要因として、作業責任者(職長)や作業主任者の責務の全うが不十分、個々の作業における危険の洗い出しが不十分なことが挙げられます。

今年、「特定災害」防止のために、特に次の3項目を重点的に実施し、事業主の目で確認・指導します。

1. 大成建設の定める「重点危険作業・危険作業」が遂行できる、作業責任者の配置及び、責任と権限の明確化
2. 自社のノウハウが蓄積された、現場の状況に合致した作業計画の作成と実施段階での検証
3. 実効性のある現地KY活動による危険の洗い出しの徹底

作業員の一瞬の判断で生ずる「不安全行動」をいかに防止するかも、継続的かつ重要な課題です。今年も職長会と共に「不安全行動撲滅運動」の一環として「声掛け・声返し」運動などを推進します。いつでも誰かに見られていることで作業員の安全意識を高め、現場内のコミュニケーション向上に寄与する活動を実施します。

近年、現場で「私病」により亡くなられる方が多く、過去5年間で「死亡災害」と比較し、実に3倍の「私病」による死亡事案が報告されています。いかなる原因であっても、現場で我々の仲間が命を落とすことはあってはなりません。各事業者は有所見者の把握、「適正配置」を真摯に実施し、現場内私病発症を防止しましょう。

今年も繁忙度が高く、事業者の皆さんも傘下の組織が大きくなると思われます。事業主の声で、死亡災害を絶対発生させない強い安全第一の意思表示が大事です。今年目標に向け、安全衛生活動に取り組んでいきましょう。

2024年安全衛生管理方針書の重点実施事項を以下に示します。我々安衛協会員は、これらの具体策を自社の関係する社員・作業員に周知・徹底するとともに、必ず結果に繋げるべく、年間を通し継続的に推進します。

2024年 安全衛生管理方針書 重点実施事項

専門工事業者の実施事項【実施責任者：一次事業主、安責者・作業責任者(職長)】

取り組み姿勢 事業主・職長を軸とした、より自立した安全管理体制の確立

- ① 末次業者までの年2回の「送り出し教育」の徹底と内容の充実
- ② 安責者・作業責任者(職長)の確実な配置とレベルアップ教育の推進
- ③ ノウハウが蓄積された「作業手順書」の作成と関係者への確実な周知
- ④ 職長会活動による「不安全行動」の防止(声掛け・声返し運動など)
- ⑤ 末次業者までの、作業員の健康状態の正確な申告と事業主・職長による医師の意見に基づく適正配置(現場内私病発症への対応強化)及び事業主による労働時間の適切な管理

安全本部長メッセージ

協会の会員 各位

組織力を発揮し、 「死亡災害ゼロ」「重大事故ゼロ」 を継続する!



安全本部長 北野 俊

全国の安全衛生環境協会会員各位には、日頃より大成建設の安全衛生環境活動にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

皆様が、当社と一丸となって日々真摯に安全管理に取り組んだ結果として、着実に安全管理水準が向上していると認識しています。これも皆様のご協力の賜物と感謝します。

今後は、「死亡災害ゼロ」「重大事故ゼロ」を継続するために、高いレベルで安全管理を定着させ、誰もが安全で安心して働けるより良い作業所環境を整えることが重要です。

「安全」は、大成建設の経営基盤であり、「死亡災害ゼロ・重大事故ゼロの達成」は重点課題です。その取り組みに終わりはありません。昨年の労働災害及び多発した第三者災害・火災等事故を踏まえ、本社としては新技術の導入・改善・定着などによる生産性を向上した安全管理の確立及び支店・作業所への支援に取り組めます。支店は、独自の「安全」について課題を捉えた上で、先々の工程を見据えた先取的なアドバイス・支援及び「特定災害」防止のために発生した災害事例や分析結果に伴う再発防止策を指導するなど、組織として作業所をフォローし、事故・災害の撲滅に取り組めます。そして、作業所は「じっくり考える」「現場をよくみる」ための時間創出に努め、安全活動の質の向上に取り組めます。

今年は、以下の点に特に注力してください。

① 一次事業主によるトップダウンの安全管理

「トップダウンの安全管理」とは組織のトップが明確な言葉で安全方針を打ち出し、会社として安全への姿勢を示すことです。年2回実施する「送り出し教育」等の機会において、事業主が先頭に立ち安全を強力に推進してください。

② 安全衛生責任者・作業責任者(職長)適任者の配置、レベルアップ教育の推進

事業主は、安全衛生責任者・作業責任者(職長)を軸とした、より自立した安全管理体制の確立を図るため、その責務と役割をしっかりと認識させ、その責務を果たすために何をすべきなのか、元請、他職に何を伝えれば自分の責務を果たせるのか、よく教育した上で適任者を確実に配置してください。また、職長のレベルアップ教育を実施し、現場全体の安全管理水準向上に繋げてください。

③ 作業所で働く人のための、より主体性のある「職長会活動」の推進

自分の現場で事故を起こさない、怪我人を出したくないという強い気持ちを共有できる職長会が主体となり、コミュニケーションの基本となる「声掛け・声返し」運動を再徹底し、不安全行動を防止するなど安全に寄与する職長会活動を展開してください。

今年も組織力を発揮し一体となって安全管理を行い、目標である「死亡災害ゼロ・重大事故ゼロ」を達成しましょう。

安全目標と重点実施事項の解説

2024年の安全目標

大成建設は次の目標を掲げ、安衛協の皆さんと共に安全衛生活動を推進します

死亡災害ゼロ 度数率0.40未満の達成〈「特定災害」防止を重点管理〉

※中小事業主、一人親方を除く、1日以上休業災害を対象

重大事故ゼロの達成〈社会的影響の大きな事故や火災等の防止〉

目標達成のための管理指標

●中小事業主、一人親方の災害を含む、1日以上休業災害を対象

度数率	年間休業件数
0.50未満	69件以下 (建築/53件以下、土木/16件以下)

●中小事業主、一人親方の災害を含む、不休災害を含む全ての特定災害を対象

特定災害度数率	年間災害件数
0.25未満	34件以下 (建築/25件以下、土木/9件以下)

専門工事業者の重点実施事項 【実施責任者：一次事業主、安責者・作業責任者(職長)】

取り組み姿勢 事業主・職長を軸とした、より自立した安全管理体制の確立

- 01** 末次業者までの年2回の「送り出し教育」の徹底と内容の充実 P.05 ▶
- 02** 安責者・作業責任者(職長)の確実な配置とレベルアップ教育の推進 P.05、P.06 ▶
- 03** ノウハウが蓄積された「作業手順書」の作成と関係者への確実な周知 P.07 ▶
- 04** 職長会活動による「不安全行動」の防止(声掛け・声返し運動など) P.07 ▶
- 05** 末次業者までの、作業員の健康状態の正確な申告と事業主・職長による医師の意見に基づく適正配置(現場内私病発症への対応強化)及び事業主による労働時間の適切な管理 P.08 ▶

2024年の安衛協の皆さんの重点実施事項は上記**5項目**です。

実施責任者である、一次事業主及び、安責者・作業責任者(職長)は、

一年を通し、重点実施事項を念頭に置きながら安全・衛生活動を推進してください。

解説

取り組み姿勢 事業主・職長を軸とした、より自立した安全管理体制の確立

- 作業所単位で、事業主の代理となる信頼できる職長により、配下の作業員を守る施工体制をつくらなくてはなりません。
- 元請会社が言うから安全管理をするわけではありません。安全管理体制の確立は企業評価に欠かせない要素です。

以降に、重点実施事項の解説を示します。

01 末次業者までの 年2回の「送り出し教育」の徹底と内容の充実



年2回実施する一次事業主による「送り出し教育」は、事業主が「トップダウン」により、企業としてどのように「安全」に取り組むかを示す大切な機会です。



一次事業主に取り組んでもらいたいこと

「送り出し教育」内容の充実を図りましょう。

- 事業主の声で、自社の「安全目標」及び、安全への取り組み姿勢を伝えてください。
- 社内外で発生した事故・災害事例を周知し、自社としての対策を示しましょう。
- 動画や画像を使い、なるべくわかりやすく、オンライン等も利用し広く周知してください。

▶▶▶ 教育資料・内容についてのご要望等ありましたら、支店安環部にご相談ください。



大成建設ルールの確認

「大成建設の送り出し教育」(専門工事業者の作業所安全衛生管理(2020年版)P.33抜粋)

(2)「送り出し教育」の実施

1次の専門工事業者の事業主は、元請作業所に派遣する自社の作業員及び2次以降の再請負業者全ての作業員に対して、作業所に入場する前に「送り出し教育」を実施する。



2023年8月に「大成建設の送り出し教育」が7年ぶりに改定されました。是非ご活用ください。

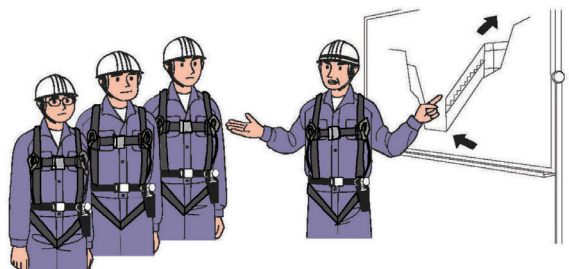
2023年版
「大成建設の
送り出し教育」



02 安責者・作業責任者(職長)の確実な配置と レベルアップ教育の推進



過去の死亡・重篤災害では、安責者・作業責任者(職長)の任命・職務の履行不足や、指揮命令系統の曖昧さが真因となるものが数多く見受けられます。事業者は現場ごとに「本当に実施できる」適任者による安全組織をつくらなければなりません。



次頁に続く ▶

前頁の続き ▶

02

安責者・作業責任者(職長)の確実な配置と レベルアップ教育の推進

一次事業主に取り組んでもらいたいこと

作業所ごとに、自社及び協力会社の回数ごとに安責者・作業責任者(職長)が配置されているか、組織として機能できる体制かどうか、作業主任者等を含む任命者が自覚を持って職務を全うしているかを確認してください。

職長に取り組んでもらいたいこと

- 事業主から現場を任されています。「今日も一日、チーム全員の安全を必ず守る」気概を持ち、ワンチームの良い組織をつくってください。
- 自己のスキルアップのために能力向上教育等の資格を積極的に取得してください。
- 作業責任者(職長)による現地KY活動を確実に実施してください。



CHECK!

安衛法で定められた職長・安責者教育及び能力向上教育を必ず受講させてください

職長・安全衛生責任者教育

- 初任時教育
- 法定カリキュラム 14時間
- 講師資格：新CFT講座等修了者

職長・安全衛生責任者能力向上教育

- 初任時教育後5年ごとの再教育
- 法定カリキュラム 5時間40分
- 講師資格：新CFT講座等修了者

「安全衛生環境誓約書」に定める職長・安責者の責務

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 1.新規入場時の安全・衛生教育 | <input type="checkbox"/> 6.職長会への参加 |
| <input type="checkbox"/> 2.通門管理に基づく適正配置 | <input type="checkbox"/> 7.病者の就業禁止 |
| <input type="checkbox"/> 3.再請負業者を含めた指揮命令系統の確立 | <input type="checkbox"/> 8.不安全行動の排除 |
| <input type="checkbox"/> 4.作業間の連絡調整への参画及び実施 | <input type="checkbox"/> 9.作業を指揮する者の職務の実施に対する確実な監督 |
| <input type="checkbox"/> 5.安全常会の確実な実施 | <input type="checkbox"/> 10.「声かけ運動」の推進 |
| | <input type="checkbox"/> 11.その他安全・衛生の確保に必要な措置 |

CHECK!

「心理的安全性」とは? 「心理的安全性」はどのように高めるのか?

- 人は誰でも「能力がない」「おせっかい」「空気が読めない」などと思われたくはありません。これを「対人不安」と言います。「心理的安全性」の高い組織とは、組織の中では「対人不安」のない何でも言い合える関係を言い、**目的達成力に優れた組織**とされています。
- 「心理的安全性」を高めるためには、部下の「意見」「質問」や「悪い報告」もいつでも快く聞き入れ、個人を責めず組織としての最善策を考え実行します。この行動が「対人不安」を解消させます。優れたリーダーはこのような素質が備わっているものです。

03 ノウハウが蓄積された「作業手順書」の作成と関係者への確実な周知



工事を数多く経験している皆さんであれば施工上の安全ポイント(ノウハウ)を必ず持っています。作業手順書に蓄積し、次現場に活かしましょう。



一次事業主、職長に取り組んでもらいたいこと

- 1 着工時、作業手順書の提出、所長と方法・意見のすり合わせ
- 2 作業手順書の周知(作って終わりではダメ)
- 3 作業手順書の改善
- 4 工事が完了したら作業手順書を回収
→自社の大切なノウハウを蓄積

04 職長会活動による「不安全行動」の防止(声掛け・声返し運動など)

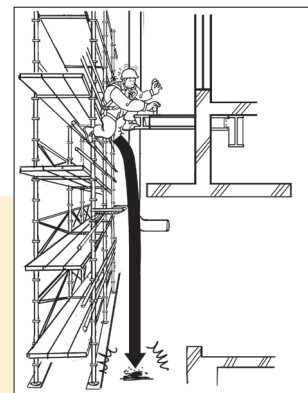


なぜ「不安全行動」の防止が大事なのでしょうか?

▼
計画書を丹念に作成し、施設を整備し、周知会をしっかり行っても、一つの「不安全行動」でその全てがご破算になり、重篤な事故・災害につながってしまうことがあるからです。

ベテランの左官工が、昼休み前に外部足場から躯体庇に乗り移ろうとして約5m墜落してしまいました。「まあこれくらいいいや」という一瞬の油断や省略行為が取り返しのつかない結果となりました。

【2021年発生 墜落による死亡災害】



職長に取り組んでもらいたいこと

職長会活動にて「声掛け・声返し」運動を定着させてください。誰も見ていないところでは、つい不安全行動をしてしまいがちです。声を掛け合う明るく働きやすい作業所を共に作りましょう。



つい「不安全行動」をしてしまう部下をどのように注意すればよいでしょうか?

不安全行動を防止させる4つのステップ

- STEP.1 コミュニケーション …… 話しやすい関係をつくる
- STEP.2 ポイントを明確にする …… 頭ごなしに注意するのではなく、まず本人の立場で理由を聞く
- STEP.3 反省を引き出す …… 何が問題だったのか、どうすればよかったのか、本人に考えさせる
- STEP.4 ルール確認 …… 腑に落ちる、自らの意志で決定・行動させる

05

末次業者までの、作業員の健康状態の正確な申告と 事業主・職長による医師の意見に基づく適正配置（現場内私病発症への対応強化） 及び事業主による労働時間の適切な管理



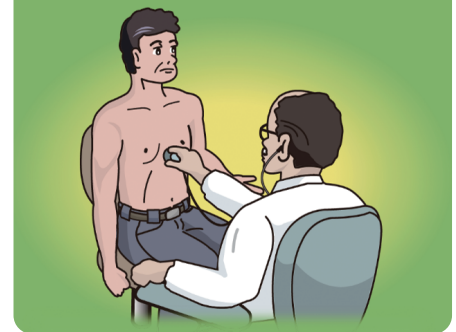
災害であれ私病であれ、労働者が現場で命を落とすことは防がなくてはなりません。自社の労働者はもちろんのこと、下請負業者（2次に限らず、末次請負に至るまで）に対しても健康管理の徹底を指導してください。安衛法に基づく定期健康診断などを確実に実施して労働者の健康状態を把握し、それに基づく適切な労働者の配置（適正配置）を行うのは事業者としての責務です。



事業者に取り組んでもらいたいこと

- 下請負業者の事業主に対し、安衛法に基づく定期健康診断の確実な実施及び、診断結果が有所見の人には再検査を受けさせ、必要な治療や生活上の注意事項を守らせるように繰り返し指導してください。
- 適正配置が必要な作業員がいる場合は、確実に職長に伝え、フォローをさせてください。
- 労働時間管理を徹底して過重労働を防いだり、ストレスチェック等で労働者のメンタルヘルス対策も行ってください。

安全管理の第一歩は 健康管理から



職長に取り組んでもらいたいこと

- 事業主に対し、配下の全作業員の適正配置者の有無を常に確認し、必ず適正配置を実施してください。
- 作業員本人から体調不良の申し出（特に脳疾患や心疾患の疑い）があった場合は速やかに元請に報告し、所定の医療機関の受診を促してください。
- 日頃から、配下の作業員の体調に気を配り、休憩時間の調整や適正配置を行ってください（顔色や言動から心身の不調をうかがい知ることできます）。
- 悩みをなんでも相談できる存在（職長）になってください。
- 休養や睡眠時間は非常に重要です。生活指導も行ってください。



顔色や言動からも
心身の不調がわかります



安衛法が定める主な健康診断

- 雇入時の健康診断 ● 毎年の定期健康診断 ● 特定業務従事者の定期健康診断（有害物、振動、騒音等）
- 特殊健康診断（高圧、有機溶剤、特化物、石綿、じん肺等） ● 二次健康診断（脳・心臓疾患の有所見者等）



過去10年間で66人もの方が私病によって大成建設の現場で亡くなっています

2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年※
4人	11人	7人	5人	5人	10人	4人	8人	8人	4人

※2023年は10月末までの集計値



災害・事故は「ルール違反と緊張感の欠如」で発生する

現場の安全は「入念な施工計画を立て、実際に作業に携わる作業員が手順と注意点をきちんと理解した上でルールを守って作業」をしなければ確保できません。そして「作業変更」が生じた場合には一旦作業を中断し、作業所長を中心に「作業変更時のルール」に則って対応することが絶対厳守事項です。

当社では死亡につながりやすい「墜落・転落※1」、「飛来・落下※2」、「崩壊・倒壊」、「機械関連」、「感電」の5つを「特定災害」としています。これらが発生させないためには「高所では安全帯を使用する」、「吊荷の下には入らない」、「重機の近くに立ち入らない」などの「当たり前のルールを必ず守る」ことが大切です。火災、第三者災害・事故は、社会的影響も大きく発注者に多大な御迷惑をおかけし、当社の社会的信用を失墜させる、決して起こしてはならない事案です。

安全に近道はありません。不安全行動誘発の原因でもある、「慣れ・マンネリ」を防ぐためには、過去の災害事例を教訓として徹底的に活用する、危険に気付く力を日々養う、危険な行為に背を向けずに「声掛け・声返し」を行い、KY活動やパトロールで現場に潜む「危険の芽」を確実に摘み取ることが大切です。

2024年も「死亡災害ゼロ・重大事故ゼロ」を本社・支店・作業所・専門工事業者の全てが、一体となってやるべきことを確実にを行い、必ず達成しましょう。

(※1：2m以上、※2：2m以上または重さ100kg以上)

安全衛生責任者・作業責任者（職長）の重点管理事項（建築）

（安全衛生責任者・作業主任者（職長）へ確実に周知し実施させてください）

計画段階

- 重点危険作業・危険作業は実際の施工条件・特殊部位を加味し、二重の安全対策を考慮した実施可能な具体的施工計画を関連作業員に周知徹底し、変更が生じたら再度計画を練り直し、作業変更周知会を開催し、再開するメイン作業だけでなく、搬入、地組、計測なども含め計画し、実行する
- 専門性の高い一式工事は計画から実施まで、重要ポイントでは当社の関与を強化し、過去の災害を繰り返さない安全対策を実行する

実施段階

- 担当社員と専門工事業者はP→D→C→Aサイクルを回し、日々改善を行い、危険の芽を無くす努力を行う
- 作業所長は若手社員に三現主義にて現地でOJT教育を行い、「ホウ・レン・ソウ」によるコミュニケーション向上を目指す

..... 過去の死亡災害・重大事故の再発防止対策

〈特定災害① 墜落・転落災害（高さ2m以上）の防止〉

- 墜落の恐れがある場所では安全帯を使用してから作業を始める。作業終了後、安全な場所で安全帯のフックを外す。
- 外端部・開口部は墜落・落下防止のために、手摺・巾木・ネット・看板表示（立入禁止・安全帯使用）を設置し、必ず整備・点検する。
- 床開口部は「床開口養生計画」を定めて、「開口部管理業者・責任者」を明示して維持管理する。
- 層間ネットは足場・躯体側からの墜落・落下防止のために、正しい位置に設置し、日々の点検整備を行う。

〈特定災害② 崩壊・倒壊災害の防止〉

- スラブ型枠上を資材荷取場所・仮置場にする際には仮設構造計算に基づく単位許容荷重、最大積載荷重を表示し、下部は立入禁止とする。
- 資材等の車上荷取・積込作業は積荷の荷崩れ防止・車全周の立入禁止を行い、荷の上には乗らない作業姿勢で行う。
- 高所作業車はメーカー取扱説明に基づいて運転し、傾斜・凹凸・段差のある場所では使用しない。
- クレーンは突風に備えて作業終了時の姿勢を定める。台風等の緊急時の対応を早期に実施する。
- 山留・栈橋等は仮設構造計算・施工計画通りに施工し、管理値（軸力・変位）を定めて日々管理する。

〈特定災害③ 飛来・落下災害（高さ2m以上または重さ100kg以上）の防止〉

- 垂直養生ネットは1m以上重ねて隙間なく張り、各階でワイヤー等に結束をする。
- 水平ネットや層間養生ネットはイレギュラー部位も工夫して隙間なく張り、日々の点検整備をする。
- 吊荷に適した玉掛用具・使用前点検を実施し、吊荷の固縛・バランスを確認して、吊荷下部に人を入れないように揚重する。
- 突風の恐れのある場所（屋上・最上階デッキ上）は資材等の飛散防止対策（ネット架等）を実施する。
- 万一、上部で飛散・落下があっても災害にならないように、下部立入禁止を必ず実施する。

〈特定災害④ 機械関連災害の防止〉

- 重機作業・移動範囲は立入禁止とする。できなければ必ず誘導者を配置し、運転手は誘導者の指示に従う。
- 機械の故障・点検時には必ずエンジン・電源等をOFFにして作業を行う。離席する際はエンジン・電源をOFFにし鍵を抜く。
- 運転中には操作レバーに触れ誤作動になるような服装はしない、運転席から身を乗り出さない。
- 周辺作業員は重機の死角に近付かない、運転手に合図して重機が停止してから近付く。
- 万一、運転手・周辺作業員がミスしても災害にならないように、機械側でできる安全機能を設置する。

〈特定災害⑤ 感電災害の防止〉〈酸欠・CO中毒等災害の防止、火災事故の防止〉

- 活線作業は厳禁とする。受電後等で活線・死線が混在する場合は作業前に検電器で死線であることを確認する。
- 酸欠・CO中毒等災害のおそれのある場所は必要量の換気を行い、作業前・中に測定を実施する。エンジン式発電機は作業場所には設置しない。
- 露出・隠べいにかかわらず可燃物近くで火気作業は厳禁、改修工事は無火気工法が基本、消火器は初期消火に足りる本数を準備する。
- 火気作業は火気作業ルールを厳守して休憩等で作業場所を離れる場合は必ず消火を確認する。産廃置場は放火対策を行い屋外とする。

〈第三者人身事故の防止、インフラ損傷等の第三者物損事故の防止、愛される現場の作業環境づくり〉

- 仮囲い際・敷地外周部の作業は第三者を最優先にした施工方法・施工時間・道路使用等を加味した計画を行い、関係者に周知する。
- インフラ・地中埋設配管等は既存図面と現地の整合調査を行い、図面化、現地表示、関係者の周知、工程進捗に合わせた表示の盛替え等を行う。不明なインフラが発見された場合には必ず工事を中断して発注者を含む関係者で協議する。
- 作業員休憩所等は常に清潔にし、快適な職長会室（コミュニティの場）を設置する。三密を避けたコロナ対策・集団感染防止を行う。



「ダブルセイフティ」の確実な実施を!

昨年は死亡災害につながりやすい特定災害が管理指標を超えて発生した。特定災害が発生する恐れのある作業を計画段階で全て抽出し、具体的な対策を立案して「ダブルセイフティ」を確実に実施するよう徹底してもらいたい。

また、クレーン転倒、火災、第三者災害は社会的影響が大きく、絶対に起こしてはならないということを強く意識し、入念な計画とその妥当性を現地で検証して万全を尽くしてもらいたい。

事故・災害を未然に防ぐために当社と専門工事業者の皆さんがなすべき重要事項を3点に絞って以下に列挙する。

1. 適切な施工計画の立案(安全性、施工性、現場条件との整合性)
2. 作業所・専門工事業者に対する本社・支店の更なる支援
3. 無人化・自動化施工と、DXを活用した安全管理の推進

土木部長、専門工事業者事業主を中心とした会社幹部は、これまで以上に現場に足を運び、上記の重要事項が完全に実施され安全な状態で作業が進められていることを確認すること。そして、作業所で働く全ての人々が自分の役割や責任を認識して、日々の安全施工サイクルを進める上でコミュニケーションを積極的に深め、何でも言いやすい作業所環境を作り、今年も「死亡災害ゼロ・重大事故ゼロ」を達成しましょう。

安全衛生責任者・作業責任者(職長)の重点管理事項(土木)

(安全衛生責任者・作業責任者(職長)へ確実に周知し実施させてください)

- | 計画段階 | ● 災害事例、専門工事業者の声を反映した適切な施工計画の立案(安全性、施工性、現場条件との整合性)
● 作業手順書作成における危険源の特定、リスクの適切な評価、対策の立案
● 特定災害を発生させないための「二重の安全対策(ダブルセイフティ)」の計画 |
|------|---|
| 実施段階 | ● 現地作業手順KYにおける危険・災害の的確な抽出とその具体的な対策の立案
● 安全(危険)であることを、表示板、札などで明示(「安全の見える化」)
● 巡視による、法令・ルール違反、不安全行動の是正、並びに計画と実施の一致の確認(「作業観察」)
● 安易な作業変更の禁止(「作業変更時のルール」の厳守)
● ロールプレイを活用した「作業手順書」周知会による、作業員一人ひとりの役割の明確化
● 無人化・自動化施工とDX技術(大成建設開発のAI監視システム等)の活用
● 社会的影響が大きい①クレーン転倒 ②火災 ③第三者災害 防止の入念な計画とその妥当性の現地での検証 |

〈特定災害① 機械関連災害の防止〉

- 重機作業エリアの明示及び重機と人の作業の分離
- 重機と人が接触する危険がある作業の「二重の安全対策(ダブルセイフティ)」の実施
- 積載型トラッククレーンの転倒防止ルールの厳守
- 回転体への巻き込まれ防止のための物理的防護措置の実施及び点検・修理・清掃手順の「見える化」
- バックホウ及びクレーンの誤操作による災害の防止(扉閉め、作業待機時の操作ロックレバー作動等)

〈特定災害② 墜落災害(高さ2m以上)の防止〉

- 高所作業時の墜落防止設備の先行設置と「二重の安全対策(ダブルセイフティ)」の確実な実施
- 既設建物等の解体作業及びセントル・シート台車等の組立・解体作業の大成建設社内ルールの厳守

〈特定災害③ 崩壊・倒壊災害の防止〉

- トンネル工事(NATM)の切羽監視人の職務の確実な実施
- 鉄筋組立の施工計画・作業手順の図面化による手順の「見える化」
- 構造的、技術的検証に基づいた計画に従った作業の実施

〈その他の災害の防止〉

- 玉掛け作業時の吊り荷の抜け落ち・落下の防止
- 連絡車等による交通事故の防止

〈重大事故の防止/第三者(公衆)・鉄道営業線近接・発電所内・陥没事故等〉

- 第三者加害事故(人身、架空線等上空施設・地下埋設物等)の防止
- 鉄道営業線近接作業及び発電所内作業の事故・災害の防止
- クレーン転倒、火災、陥没事故の防止

〈健康障害等の防止〉

- 健康診断有所見者に対する医師意見に基づく適正配置の徹底及び過重労働の防止対策
- 熱中症対策を実施した作業員に優しい現場環境づくりの推進、エイジフレンドリーな職場の推進
- 石綿・粉じんばく露防止措置・化学物質のリスクアセスメントによる健康障害防止対策の実施状況の確認・指導
- 放射線被ばくによる健康障害の防止

重点危険作業・危険作業の特定

本社リスクアセスメントにより危険度(重大性)の高い作業を特定

建築

重点危険作業

- 指定(1次)・登録(2次以降)業者限定(国際支店を除く)
 - 計画の実施状況を事業主パトロール時に確認
 - 周知会・節目での安責者・職長の立会い
作業責任者は常駐
- 鉄骨の組立・解体作業(高さ5m以上、デッキプレート等敷込含)
※計画時、垂直ネットの在り方を確認すること
 - 既設建物等の解体作業(高さ5m以上、市街地を除く地下3m以上)
※計画時、基礎・地下の高さを明記すること
 - 杭打機械を使う作業(リーダーの無い杭打機は除く)
※計画時、山留杭は掘削時の測定方法を含め確認すること
 - 足場、荷取りステージの組立・解体作業
(外部足場、内部足場・荷取りステージ：作業床高さ7.5m以上、先行昇降足場等を除く)
 - 土止め支保工・乗入れ構台の組立・解体作業
(置き構台は除く)
 - 支店建築部長・安全・環境推進室長が指定した作業
(重点危険作業から危険作業となったものもあるが、支店の過去の災害の教訓も加味して支店として重点危険作業を特定すること)

危険作業

- 計画の実施状況を事業主パトロール時に確認
 - 周知会・節目での安責者・職長の立会い、
作業責任者は常駐
- 鉄骨の組立・解体作業(高さ5m未満、デッキプレート等敷込含)
※計画時、垂直ネットの在り方を確認すること
 - 杭打機械を使う作業(リーダーの無い杭打機)
 - 足場、荷取りステージの組立・解体作業
(外部足場、内部足場・荷取りステージ、作業床高さ7.5m未満)
 - 次の機械を使う作業(車両系建設機械等)及び点検・修理作業
●油圧ショベル、解体用機械(アタッチメント交換を含む)、高所作業車、フォークリフト、コンクリートポンプ車
 - クレーンを使う作業
(組立・解体・クレンジング作業・点検・修理を含む)
 - PCa、ALC・ECP(外装のみ)の取付作業(支保工架払を含む)
 - 重量部材の荷役・取扱作業
(免震制震関連仮設鋼材・設備・エンジン重量機器等の搬入)
 - エレベーター・エスカレーター・駐車機械・その他搬送設備の組立・試運転調整作業
 - 仮設を含む受変電設備の各種試験・盛替・撤去作業
(高さ3.5m以上)
 - 型枠支保工の組立・解体、スラブ型枠(無支保工)の組立作業(高さ3.5m以上)
 - スラブ型枠上を資材荷取場所・仮置場にす補強作業(RC・SRC造)
 - 鉄道営業線、高圧線、地下埋設物等に近接して行う作業
 - 酸欠等危険場所及び一酸化炭素中毒等の有害物との接触の恐れのある作業
 - 置き構台の組立・解体作業
 - 支店建築部長・安全・環境推進室長が指定した作業
(支店の過去の災害の教訓も加味して支店として危険作業を特定すること)

土木

重点危険作業

- 指定(1次)・登録(2次)業者限定(国際支店を除く)
 - 計画の実施状況を事業主パトロール時に確認
 - 危険ポイントでの安責者・職長の作業観察
作業責任者は常駐
- トンネル工事(NATM)の掘削作業
 - 仮設備の組立・解体
●セントル、橋形クレーン
(定格荷重5t以上かつ機械全高10m以上)、シールド機(直径5m以上)、特殊機械、プラント等、鉄骨材の荷卸し・揚重を含む)
 - 既設建造物の解体作業(高さ5m以上、高所での解体等)
 - 杭打機械を使う作業(転倒防止)
 - 支店土木部長が指定した作業

危険作業

- 計画の実施状況を事業主パトロール時に確認
 - 危険ポイントでの安責者・職長の作業観察
作業責任者は常駐
- 次の機械を使う作業(車両系建設機械等)及び清掃・点検・整備作業
●油圧ショベル系、コンクリートポンプ車、高所作業車、フォークリフト、回転部位に接触するおそれのある機械
 - クレーンを使う作業(組立・解体作業を含む)
●移動式クレーン・積載型トラッククレーン・定置式クレーン等
 - 止むを得ず墜落制止用器具(安全帯)のみの使用となる高所作業及びロープ高所作業
 - 土止め支保工・乗入れ構台の組立・解体作業
 - 足場・型枠支保工・シールドマシンの組立・解体(直径5m未満)・移動作業
 - 発電所・工場等重要施設及び鉄道営業線に近接して行う作業
 - 架空線等上空施設・地下埋設物等に近接して行う作業(感電災害防止を含む)
 - 酸欠等危険場所及び一酸化炭素中毒等の有害物との接触の恐れのある作業

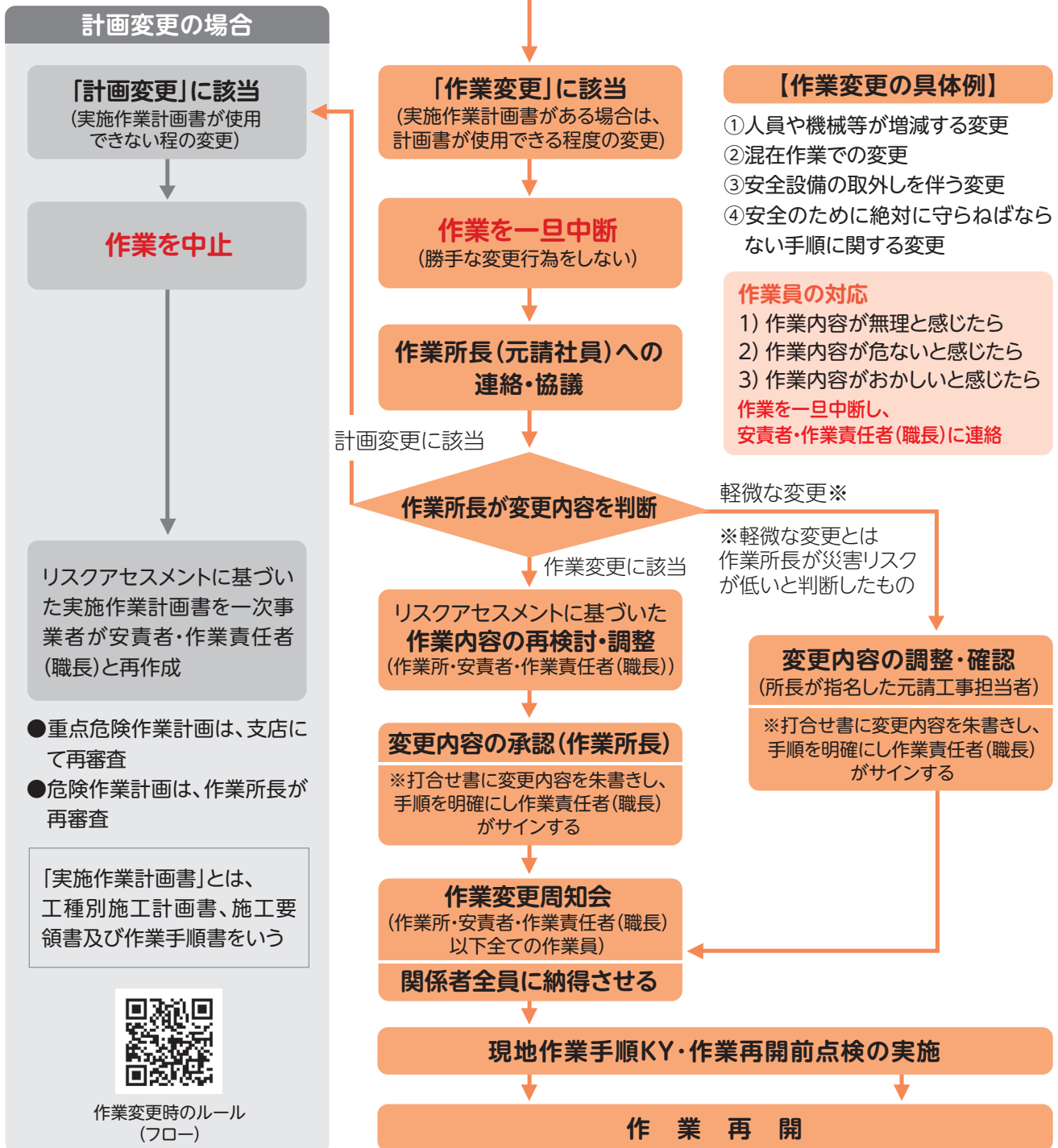
作業変更時のルール(フロー)

作業変更は、作業所と安責者・作業責任者(職長)が情報を共有し、検討・協議の上対応する
作業指示を最前線の作業員まで正確に伝える「指揮命令系統」を確立することが大前提

作業変更の発生

「作業変更」とは、前日の予定と違う作業をすることであり、以下のようなケースを言う

- (1) 前日に打合せた作業以外の作業を行う場合(当日の予定にない作業を行う場合)
- (2) 前日の「工事・安全打合せ」の内容に対し、以下の事項が変更されること
 - ① 施工体制(作業を指揮する者、指揮命令系統)
 - ② 施工範囲・場所、時間
 - ③ 作業方法、作業手順、使用機械
 - ④ 災害防止のための措置



作業変更時のルール
(フロー)

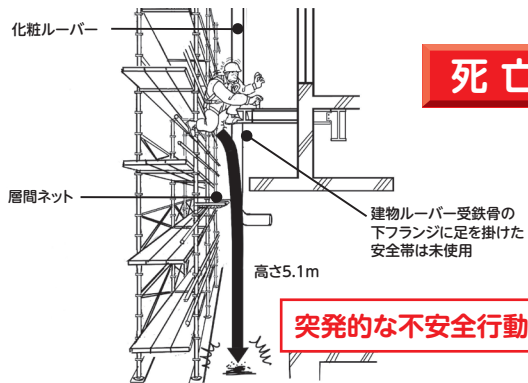


「特定災害」による災害事例

死亡につながりやすい【特定災害】をどのように阻止するか

① 墜落・転落(2m以上)

2021年発生 外部足場から建物内に
手摺を乗り越えて移ろうとして墜落

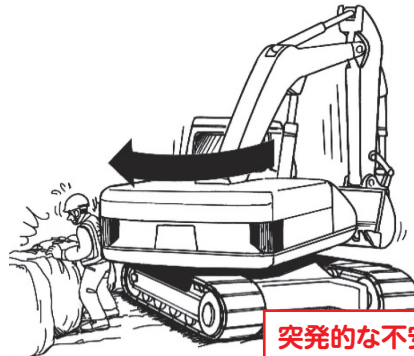


死亡

- 不安全行動を誘発させない仮設・動線計画
- 日常での「声掛け・声返し運動」励行

② 機械関連(建設機械・クレーン等)

2019年発生 休憩に入ったと思い込みバックホウの脇を通り
抜けようとした際にバックホウが回転した



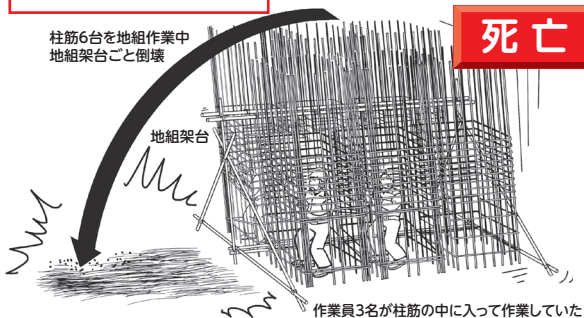
死亡

- 責任を自覚し、作業員の安全を守れる安責者・作業責任者(職長)の配置
- 接触防止装置の活用(ダブルセーフティ)

③ 崩壊・倒壊

2014年発生 地組みしていた柱筋が倒壊して下敷き

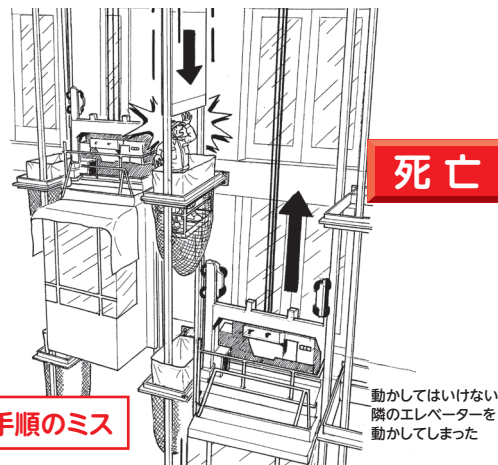
仮設施設の強度不足



死亡

- シンプルで確実な根拠に基づく仮設計画
- 組立後の点検・実施段階での現地確認

2011年発生 エレベーターのカウンターウェイトに
激突され

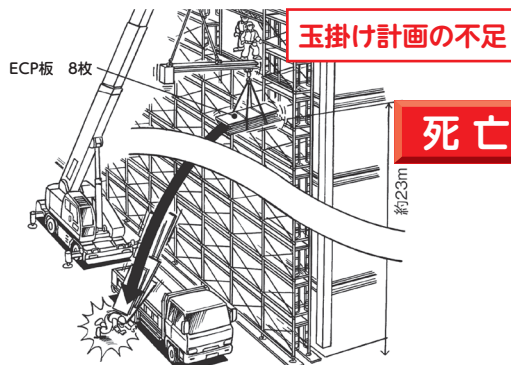


死亡

- 絶対間違えてはいけない手順・作業の周知とダブルセーフティの実施

④ 飛来・落下(2m以上/100kg以上)

2013年発生 補助ベルトを使わず吊り上げた
荷がすべり出し落下

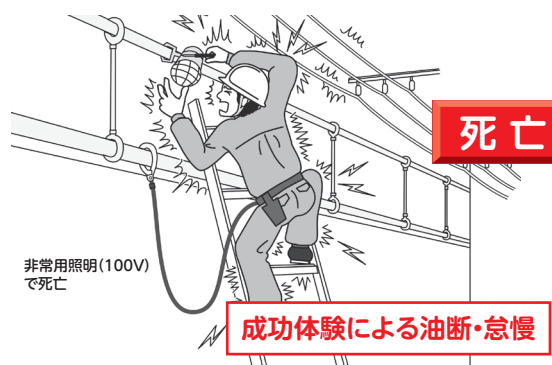


死亡

- 吊荷に適した玉掛け方法の計画と実施
- 吊荷の下の人払い(ダブルセーフティ)

⑤ 感電

2011年発生 ハシゴを使用し、非常用照明(100V)の
配線を活線作業で行い感電



死亡

- 元請け・1次専門工事業者の関与、組織立った安全管理の実施

保護具の装着は安全の基本 —事業者・労働者の責務—

事業者は□にチェックを入れて、自社保護具標準として手順書に反映しましょう

ヘルメット

- 有効期限(使用開始からの期間)を確認
- 本体の材質
 - ABS・PC・PE製：3年
 - FRP製：5年
- ヘルメット内装
 - 装着体：1年



正しい装着

- あごひもは指1,2本が入る程度でしっかり締める
- まっすぐ被る
- タオルや帽子の上から被らない

墜落制止用器具(安全帯)

- 現行の規格品を使用しないと法令違反です
作業員の着用する安全帯の各表示が「墜落制止用器具規格適合品」となっていることを確認して、現場に入場させてください
- 作業床のない場所でフルハーネス型を使用するには法令が定める特別教育が必要です
- 事業者(その代行者である職長)は安全帯の日常点検、使用期限の確認を必ず実施してください

- | | |
|----------|--------------------|
| 一般的な使用期限 | ●安全帯本体 …… 使用開始から3年 |
| | ●ランヤード …… 使用開始から2年 |

服装

- 二の腕・手首が露出しない服装
- 専ら火気作業を行う場合は、難燃性素材の作業服を着用
- コミュニケーションワッペン
- 落下防止ひも付き工具
- 作業責任者、監視人、誘導者などの役割が分かるように表示
- ファン付き空調作業服
火気作業の場合には綿100%(綿難燃)のものを着用、またファンには金属フィルターを付けてください
- 足首やくるぶしが露出しないズボン・靴下

安全靴

- JSAAやJISなどの規格品を着用しましょう
また作業に合わせた等級の靴を選びましょう
- (例)JIS規格品の製品等級
重作業用：H、普通作業用：S、軽作業用：L
- 踏み抜き災害防止
JSAA規格の合格基準製品、または中敷きを装着してください

その他の保護具

- 保護メガネ
(ゴーグル型が安全)

- 眼鏡の上から使用できるものもあります
- メガネ型やフェイスシールドは隙間からの飛散物に注意
- ※強度のあるJIS規格品、米国規格品(ANSI)などを選びましょう



- 遮光保護具はJIS使用標準に準拠



(例)アーク溶接遮光度番号5~14を選択

- 保護手袋

- 作業に適合したものを使用(※回転工具への巻き込まれ防止等)
- 用途別に防振耐電気、やけど防止、化学防護などがあります



- 丸のこ作業は綿製手袋(軍手)禁止
- カッター作業、切断面が鋭利なものの取り扱いでは耐切削用を使用(EN388：国際規格があります)

- 有害物に応じたマスク等を使用

- SDSに示されたマスクを使用(防毒マスク、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具など)
- 各種マスクの製品耐用年数、フィルターの交換基準を守って使用
- 使い捨て式は、使用限度時間内で使用



手持ち電動工具による災害に注意しましょう —あるある災害防止へ—

作業員が毎日使う電動工具による類似災害が後を絶ちません。

以下の発生原因を改めて認識し、特に経験の浅い作業員への教育を徹底してください。

- 1 電源が入ったままの誤作動、安全装置の無効化(トラブル発生時や点検時等)
- 2 無理な姿勢・持ち方、無理な使い方(キックバック現象の誘発)
- 3 保護具の未着用(上記保護具一覧参照)



誤ってスイッチを押し、指巻き込まれ



安全カバーを外し、細かい木片を切断



丸ノコのキックバック現象



保護メガネ未着用
切断粉飛散

立入禁止・関係者以外立入禁止・誘導者・監視人を必要とする作業

安衛法上「立入禁止」※1を必要とする主な作業

作業別	該当箇所	準拠条項		
車両系荷役運搬機械	労働者に接触するおそれのある箇所	安衛則 151の7	⚠	
	フォーク、ショベル、アーム等により支持されている荷の下	安衛則 151の9		
車両系建設機械	労働者に接触するおそれのある箇所	安衛則 158	⚠	
	吊荷に接触又は落下危険の箇所	安衛則 164		
	コンクリートポンプ車	コンクリート等の吹出しのおそれのある箇所		安衛則 171の2
	くい打機、くい抜機、ボーリングマシン	巻上げ用ワイヤロープの屈曲部の内側		安衛則 187
狭あいな場所で作業を行う場合、巻上げ用ワイヤロープの切断による危険がある区域		安衛則 180		
坑内における動力車	後押し運転をするとき	【誘導者の代替】 安衛則 224		
明り掘削	地山の崩壊、土石の落下のおそれがある箇所	安衛則 361	⚠	
伐木作業	伐木、かかり木の処理、木寄せ等の作業の下方で木材が転落又はすべることによる危険箇所	安衛則 481	⚠	
物体落下による危険箇所	作業のため物体が落下することにより労働者に危険をおよぼすおそれのあるとき	安衛則 537		
つり荷の下 (クレーン、移動式クレーン、デリック、共通)	1.ハッカーを用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき 2.つりクランプ1個を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき 3.ワイヤロープ、つりチェーン、繊維ロープ又は繊維ベルトを用いて1箇所に玉掛けをした荷がつり上げられているとき 4.複数の荷が一度につり上げられている場合で、当該複数の荷が結束され、箱に入れられる等により固定されていないとき	クレーン則 29 クレーン則 74の2 クレーン則 115	⚠	
クレーン	ケーブルクレーンのワイヤロープの内角側	クレーン則 28		
移動式クレーン	上部旋回体と接触危険のある箇所	クレーン則 74		
デリック	ワイヤロープの内側で取付具等が飛来するおそれのある箇所	クレーン則 114		
建設用リフト	1.搬器の昇降によって危険のある箇所 2.ワイヤロープの内角側	クレーン則 187		

※1 「立入禁止」箇所は何人たりとも立ち入ってはならない

安衛法上「関係者以外立入禁止」※2を必要とする主な作業

作業別	該当箇所	準拠条項	
不整地運搬車	1つで100kg以上の荷を積卸しする作業箇所	安衛則 151の48	
貨物自動車、貨車	1つで100kg以上の荷を積卸しする作業箇所	【151の70は作業指揮者】 安衛則 151の70 安衛則 420	
解体用機械(プレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機)	物体の飛来による危険のある箇所	安衛則 171の6	
ジャッキ式つり上げ機械	荷のつり上げ、つり下げ等の作業箇所	安衛則 194の6	
型枠支保工	組立解体を行う区域	安衛則 245	
爆発性・発火性・引火性	爆発又は火災の危険がある箇所	安衛則 288	
土止め支保工	切梁又は腹おこしの取付け、取外しを行う作業箇所	安衛則 372	
ずい道掘削	こそく作業中の箇所又はその下方の危険箇所	安衛則 386	
ずい道支保工	支保工の補強又は補修作業箇所で落盤、肌落ちの危険箇所	安衛則 386	
ずい道等の建設	可燃性ガス濃度が爆発下限界の30%未満であることを確認するまでの間	安衛則 389の8	
伐木作業	伐木する立木の高さの2倍を半径とする円の内側 かかり木の処理による激突の危険箇所	安衛則 481	
建築物の鉄骨	鉄骨の組立、解体、変更(建築物の骨組み又は塔)の作業区域	安衛則 517の3	
橋梁架設	鋼橋の架設、解体、変更の作業区域	安衛則 517の7	
	コンクリート橋の架設、変更の作業区域	安衛則 517の21	
コンクリート造の工作物	コンクリート造工作物の解体、破壊を行う区域	安衛則 517の15	
墜落危険箇所	墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所	安衛則 530	⚠
架設通路、作業床、作業構台、共通	作業の必要上、臨時に手摺・中柵等を取り外した場合等	安衛則 552 安衛則 563 安衛則 575の6	

⚠ 大成建設で過去に死亡災害発生を表す

立入禁止・関係者以外立入禁止・誘導者・監視人を必要とする作業

安衛法上「関係者以外立入禁止」※2を必要とする主な作業

作業別	該当箇所	準拠条項	
足場	つり足場、張出し足場、高さ2m以上の足場の組立、解体、変更作業の区域内	安衛則 564	
作業構台	作業構台の組立・解体・変更作業を行う区域	安衛則 575の7	
クレーン	組立、解体の作業区域	クレーン則 33	
移動式クレーン	ジブの組立、解体を行う作業区域	クレーン則 75の2	
エレベーター(工事用)	昇降路又はガイドレール支持塔の組立、解体の作業区域	クレーン則 153	
建設用リフト	組立解体の作業区域	クレーン則 191	
ゴンドラ	作業箇所の下	ゴンドラ則 18	
金属アーク溶接作業	溶接作業を行う場所	特化則 24	
高気圧作業	1.気こう室及び作業室	高圧則 13	
	2.再圧室設置場所及びその操作場所	高圧則 43	
酸素欠乏危険作業	酸素欠乏等危険作業場所又はこれに隣接する場所	安衛則 585 酸欠則 9	⚠
	酸素欠乏等のおそれがないことを確認するまでの間	酸欠則 14	
石綿等が使用されている建築物等の解体等	1.吹付け石綿の除去・封じ込み・囲い込み作業場所 2.石綿含有保温材等の除去・囲い込み作業場所	石綿則 7	
石綿等を取り扱う業務	石綿等を取り扱う作業場	石綿則 15	

※2 「関係者以外立入禁止」箇所は、看板等に「関係者」として名前が明記された者以外は立ち入ってはならない

安衛法上「誘導者」「監視人」等の配置を必要とする主な作業

■ 誘導者

作業別	該当箇所	準拠条項	
車両系荷役運搬機械	転倒、転落のおそれのあるとき	安衛則 151の6	
	労働者に接触するおそれのある箇所	【立入禁止の代替】 安衛則 151の7	⚠
車両系建設機械	転倒、転落のおそれのあるとき	安衛則 157	⚠
	労働者に接触するおそれのある箇所	【立入禁止の代替】 安衛則 158	⚠
高所作業車	労働者を乗せて走行する場合(作業床において走行の操作をする構造のものを除く)	安衛則 194の20	
坑内における動力車	後押し運転をするとき	安衛則 224	⚠
明り掘削における運搬機械等	後進で労働者の作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれのあるとき	安衛則 365	
ずい道建設における運搬機械等	後進で労働者の作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれのあるとき	安衛則 388	⚠

■ 監視人※3

作業別	該当箇所	準拠条項	
坑内の軌道装置	車両と側壁の間隔が60cm未満で労働者に接触するおそれのあるとき	安衛則 205	
停電作業	通電禁止のため開路した開閉器に	安衛則 339	⚠
特別高圧活線近接作業	接近限界距離を保つ見やすい箇所に	安衛則 345	
架空電線近接場所等	工作物の建設・解体・点検等、又は移動式クレーン等を使用するとき	安衛則 349	
高所からの物体の投下	3m以上の高所から物体を投下するとき	安衛則 536	
通路と交わる軌道	軌道で車両を使用するとき	安衛則 550	
軌道上又は軌道近接作業	労働者と車両が接触する危険があるとき	安衛則 554	⚠
走行クレーン	同一ランウェイに並置された走行クレーンの修理、調整、点検等の作業中に接触のおそれのある箇所	クレーン則 30	
潜水業務	ボンベからの給気を受けている潜水作業者に異常がないかどうか	高圧則 29	
酸素欠乏危険作業	作業の状況を常時	酸欠則 13	⚠

※3 作業指揮者による監視は別途、次の条文に従って実施すること⇒ 安衛則 151の15、151の48、151の70、165、194の18、389の3

⚠ 大成建設で過去に死亡災害発生を表す



左の二次元コードから次のものが閲覧できます。

- ① 「関係者以外立入禁止」看板の見本 ② ⚠で示された過去の死亡災害事例

「労災かくし」の根絶について

■ はじめに

労災かくしは、被災者の適切な治療と正当な補償を受ける権利を奪い、苦痛や不安を与える卑劣な行為です。一切の弁解の余地がない明確な犯罪であり絶対に許されません。

また労災かくしは、類似災害防止のために原因を究明し、再発防止策を水平展開する機会を阻害する行為でもあります。

どんなに小さな怪我でも、職長・会社・元請へ必ず報告してください。

■ 労災かくしとは

労災かくしとは、次の①または②の行為です。

① 労働基準監督署に「労働者死傷病報告書」を提出しないこと

① 報告しないケース

② 内容(被災の場所や状況、休業日数等)を偽って「労働者死傷病報告書」に記載すること

② 内容を偽るケース

■ 労災かくしは犯罪です

行為者だけでなく会社も厳しく罰せられます。また協力した人も共犯として処罰されます。

●労災かくしが発覚した場合の影響(代償)

対象	影響(代償)
●行為者 ●協力者	●司法処分 ●家族を含む精神的苦痛等
会社	●取引先をはじめ社会からの信頼失墜 ●司法処分、行政処分(指名停止他)等

受注機会喪失

■ 労災かくしは必ず発覚します

通報者の保護制度やSNS等の普及により、労災かくしは必ず発覚します。

労災かくしが可能だと思う間違った考え	実際は...
<ul style="list-style-type: none"> ●軽い怪我ですぐ治るだろう ●労災保険を使わず自分達(個人・会社)で治療費等を払えば済むだろう ●関係者へ口止めすれば大丈夫だろう 	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者が治療の長期化や後遺症で苦しむ ●労災保険と同じ治療費・休業補償・障害年金等をもらえず本人や家族が生活に困る ●口止めへの抵抗・反発として周囲へ漏らす、通報する、ネットへ書き込む

■ 労災かくしをしない! させない! 見逃さない!

対象	労災かくしをしない・させない・見逃さないための取り組み
事業主	<ul style="list-style-type: none"> ●小さな怪我でも元請へ必ず報告する ●協力会社・従業員が様々な意見を言いやすい職場づくりを指導し、労災かくし防止の教育を実施する ●内部通報制度を整備し、違反行為に対する厳正な処分を行う
職長	<ul style="list-style-type: none"> ●小さな怪我でも会社・元請へ必ず報告する ●協力会社・従業員が様々な意見を言いやすい職場づくりを行う ●作業終了時に配下の作業員へ声掛けを行い、怪我等がないか確認する ●2日以上欠勤者がいた場合は欠勤理由を確認する
作業員	<ul style="list-style-type: none"> ●小さな怪我でも職長へ必ず報告する

※大成建設では、社外の方からも直接通報できる公益通報制度を設けています。制度概要及び通報窓口は会社公式ホームページ「協力会社の皆様へ」をご確認ください。

「ワークサイト」利用のための専用ID発行手続きのお願い

大成建設では、作業間調整システム「ワークサイト」を採用しています

既に257現場で利用を開始しています

※2023年9月末現在 安全本部調べ

- 「ワークサイト」とは「作業予定」「現地KY活動」等の安全書類をスマホにて簡単に入力・管理できる生産性向上のための作業間調整システムです。
- ワークサイトの利用には貴社にて職長への「専用ID発行」が必要です。「専用ID発行」を済ませた上で、本人がログインできる状態で現場に入場するようにお願いします。

「ワークサイト」専用ID発行方法

STEP

- 1 建設サイト・シリーズへログイン

STEP

- 2 グリーンサイト(協力会社向け)をクリック



STEP

- 3 [従業員]をクリック



STEP

- 4 対象の作業員の [基本情報編集] をクリック



STEP

- 5 携帯電話メールアドレス (2か所) 入力→登録

ⓘ 携帯電話会社のアドレスだけではなく、Gmailや会社で使用しているアドレスも登録可能です。

STEP

- 6 2の画面へ戻り、ワークサイト→[作業員管理]へと進む



STEP

- 7 対象の作業員について

「ワークサイト」専用ID発行方法の資料はこちら

グリーンサイトにログイン後、アクセスできます



- グリーンサイトを利用している会社であれば、新たな費用は発生しません。
- 一度「専用ID発行」をすれば、大成建設の別の現場だけでなく、同じサービスを利用している他の元請会社の現場でも利用可能です。

「建設現場顔認証 for グリーンサイト」顔情報登録のお願い

大成建設では、入退場管理システム 「建設現場顔認証 for グリーンサイト」を採用しています

既に475現場で利用を開始しています

※2023年9月末時点 安全本部調べ

- 新規入場時にあらかじめ貴社にて本人の顔情報の登録を行ってください。
- 作業員全員の顔情報登録を済ませてから現場に入場してください。

【モバイル端末】作業員顔画像登録方法(協力業者・技能者向け)

STEP 1 モバイル端末で
二次元コードを読み取る



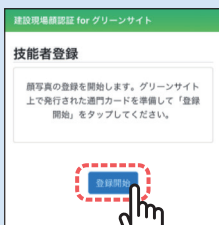
顔画像登録画面

https://dedura.ncon.jp/app03/mc_start/

1台の端末で何名でも顔画像登録可能

※「入退記録アプリ」ではなく、「通常のカメラ」または「二次元コード読み取りアプリ」から行います。

STEP 2 「登録開始」をタップ

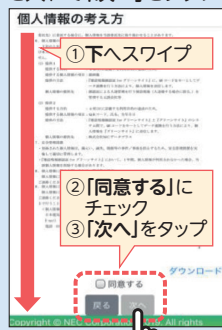


STEP 3 グリーンサイト発行
「通門カード」の
二次元コードを読み取る



グリーンサイト発行の新規入場者アンケートに記載の二次元コードでも可

STEP 4 「個人情報の考え方」を
確認し、「同意する」にチェック
を入れて「次へ」をタップ



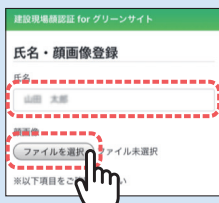
STEP 5 「生年月日」を選択し、
「次へ」をタップ



グリーンサイトに
登録した生年月日を選択

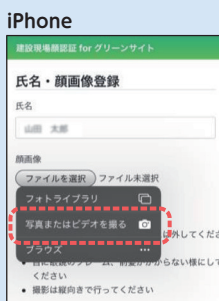
※10回間違えると、顔画像登録が
12時間行えなくなります。

STEP 6 「氏名(漢字)」を入力し、
「ファイルを選択」をタップ



グリーンサイトに
登録した氏名を入力

STEP 7 カメラを起動



Android

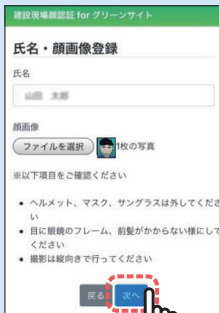


STEP 8 顔画像を撮影



必ず縦向きで撮影

STEP 9 「次へ」をタップ



STEP 10 「登録」をタップ



STEP 11 登録完了



「戻る」ボタンで
「登録開始」画面
に遷移します。

- 「建設現場顔認証 for グリーンサイト」に顔情報を一度登録すれば、大成建設の現場だけでなく、同サービスを利用している他の元請会社での入退場も可能となります。
- この顔認証でCCUSも記録されますので、CCUSカードを持ち歩く必要がありません。